

NISSAY NENKIN MEIJIN EX



NO IMAGE

※使用期限切れのため写真を非表示にしております。

⚠ この保険は日本生命を引受保険会社とする**生命保険**であり、**預金とは異なります。**

募集代理店

引受保険会社



セカンドライフを支える
年金を計画的に
準備できる保険です。

NO IMAGE

※使用期限切れのため写真を非表示にしております。

1 引受保険会社の名称および住所・連絡先

- 引受保険会社 日本生命保険相互会社
- 本店住所 〒541-8501 大阪市中央区今橋3-5-12
- 東京本部住所 〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6
- ご契約に関するご要望や苦情につきましては以下の相談窓口へご連絡ください。
 - ・相談窓口 本店：TEL 06-6209-5525 東京本部：TEL 03-5533-1081
 - ・受付時間 月～金曜日 9：00～17：00（祝日、12/31～1/3を除く）
- 生命保険に関するお手続きやご契約に関する照会につきましては、以下の連絡先（ニッセイコールセンター）へご連絡ください。

ニッセイコールセンター
TEL 0120-201-021（通話料無料／携帯電話・PHSからもご利用になれます。）
〔受付時間〕月～金曜日 9：00～18：00 土曜日 9：00～17：00（祝日、12/31～1/3を除く）

2 商品のしくみについて

- 『ニッセイ年金 年金名人EX』は、日本生命を引受保険会社とする年金保険(生命保険)です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象外となります。
- セカンドライフを支える年金を計画的に準備できる保険です。

POINT 1

選べる

保険料のお払込方法

保険料のお払込みは、「月払」「半年払」「年払」からお選びいただけます。

年金のバリエーション

ご契約時に選べる年金の種類	ご契約時には下記3種類の確定年金の中から選択できます。 ●5年・10年・15年確定年金
年金一括受取プラン	年金支払開始時に一時金として一括受取することも可能です。
年金種類変更プラン	年金支払開始時に、確定年金の『種類変更』、または『10年保証期間付終身年金※』への変更等をお選びいただけます。 ●5年・10年・15年確定年金 ●10年保証期間付終身年金 ※年金額はご契約時点で定まるものではありません。詳しくは「3 お選びいただける年金の種類について」(P5)をご覧ください。
年金支払開始日繰延べプラン	第1回年金支払日を最長5年間、繰延べることができます。 ※詳しくは「年金支払開始日繰延べプランについて」(P5)をご覧ください。

POINT 2

安心

保険料のお払込みの免除

日本生命所定の高度障害状態・身体障害状態になられたときは、『以後の保険料のお払込みは不要』となります。その場合も、ご契約時に定めた年金は『変わらずにお受取りいただけます』。 ※詳しくは「●保険料のお払込みの免除について」(P6)をご覧ください。

死亡給付金

年金支払開始日の前日までにお亡くなりになられたときは、『死亡給付金』をお受取りいただけます。

※詳しくは「1 保障内容について」(P5)をご覧ください。

POINT 3

税金面でのメリット

税金面でのメリットもあります。

「個人年金保険料税制適格特約」を付加した場合は、お払込みいただく保険料は、一般の生命保険料控除とは別枠で、所得税法・地方税法に定める「個人年金保険料控除」の対象となりますので、毎年の所得税や住民税のご負担が軽くなります。

- 個人年金保険料税制適格特約には、以下のような制限事項等があります。
- ・個人年金保険料税制適格特約を付加された場合には、年金受取人の変更や、契約日から10年未満の払済年金保険への変更等のご契約内容の変更はお取扱いできません。

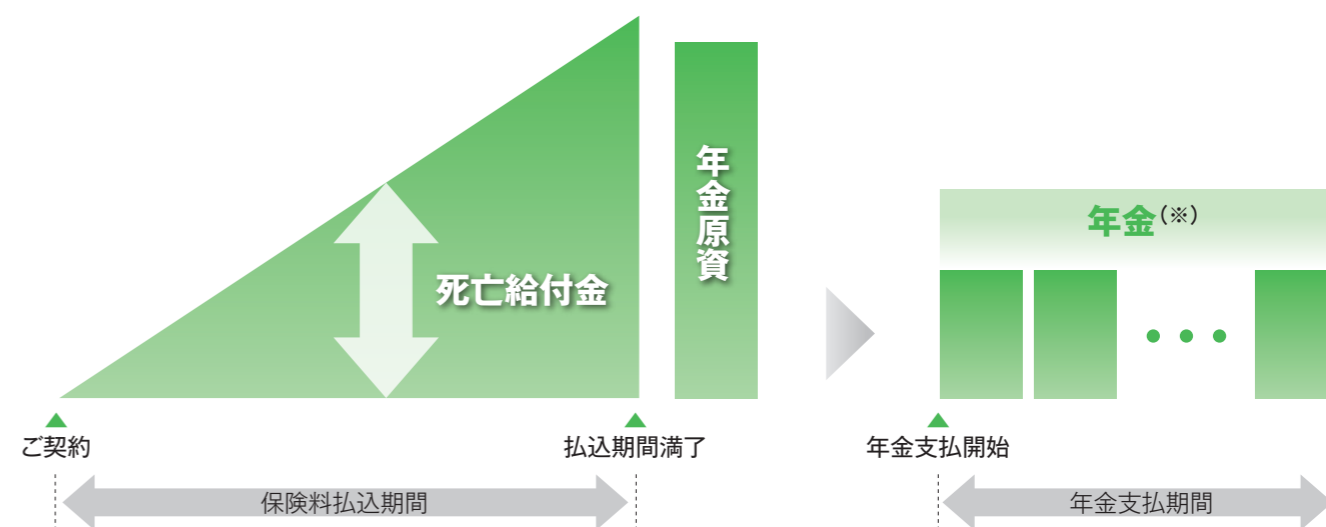
※詳しくは「6 お申込みの生命保険の税金について(平成23年2月現在)」(P16)をご覧ください。

その他の注意事項

- ・当資料における年齢は、すべて「契約年齢」で記載しております。
- ※「契約年齢」とは、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については6カ月以下のものは切捨て、6カ月をこえるものは切上げて計算した年齢をいいます。
〔例〕35歳7カ月の被保険者の方の契約年齢は36歳になります。〕
- なお、ご契約後の被保険者の年齢は、契約年齢に契約応当日ごとに1歳を加えて計算した年齢をいいます。
- ・被保険者のご契約年齢・保険料率・ご提案内容は、計算基準日に基づいて計算しております。

イメージ図

セカンドライフを支える年金を計画的に準備できます。



- (※)年金支払開始時に選択いただけるお受取方法
- 1 確定年金(5年・10年・15年) → 年金支払期間
 - 2 10年保証期間付終身年金 → 保証期間(10年) 終身受取
 - 3 一括受取 → 一括受取

ご提案例

10年確定年金 年金年額	120万円
月払/口座振替扱	
60歳払込満了	
60歳年金支払開始	

〈保険料等について〉

- 当資料に記載の保険料は、平成23年4月1日(計算基準日)現在の基礎率等(予定利率・予定死亡率等)に基づいて算出した数値です。
- 払込保険料の総額および60歳時の年金一括受取額は、60歳時の計算基準日の前日における数値であり、年単位の保険料が全額払込まれたものとして算出しています。

性別	契約年齢	月払保険料	A	B	B÷A	お受取年金累計額
			払込保険料の総額	60歳時の年金一括受取額		
男性	20歳	19,776円	約949万円	約1,127万円	約118%	1,200万円
	25歳	23,292円	約978万円		約115%	
	30歳	28,008円	約1,008万円		約111%	
	35歳	34,668円	約1,040万円		約108%	
	40歳	44,712円	約1,073万円		約105%	
	45歳	61,188円	約1,101万円		約102%	
女性	20歳	19,728円	約946万円	約1,127万円	約119%	1,200万円
	25歳	23,244円	約976万円		約115%	
	30歳	27,972円	約1,006万円		約112%	
	35歳	34,620円	約1,038万円		約108%	
	40歳	44,664円	約1,071万円		約105%	
	45歳	61,140円	約1,100万円		約102%	

・診査および告知の方法については、ご加入をお申し出の際に、改めてご確認ください。

当資料に記載のお支払事由やお取扱いに関する制限事項は、概要や代表事例を示しています。詳しいご検討にあたっては、当書面ならびに「ご契約のしおり-定款・約款」を必ずご確認ください。

3 お選びいただける年金の種類について

●お選びいただける年金の種類は次のとおりです。

ご契約時にお選びいただける年金の種類	5年確定年金／10年確定年金／15年確定年金
年金支払開始時にお選びいただける年金の種類 〔年金種類変更プラン ※1〕	5年確定年金／10年確定年金／15年確定年金 10年保証期間付終身年金 ※2

※1 次の場合には変更のお取扱いができません。
 ・変更日に日本生命が当該年金の支払期間または年金の種類を取扱っていない場合
 ・特別条件付保険特約が付加されている場合または付加されている特約に特別条件が付いている場合
 ・保険料のお払込みが免除されている場合
 ・年金の支払期間または年金種類の変更後の年金額が日本生命の定める限度を下回る場合

※2 年金支払開始時に10年保証期間付終身年金特約を付加していただくことにより取扱います。
10年保証期間付終身年金に年金の種類を変更される場合、「年金支払開始日」における基礎率(予定利率・予定死亡率等)により年金額を計算します。なお、年金額はご契約時点で定まるものではありません。

年金支払開始日繰延べプランについて

●10年保証期間付終身年金に年金の種類を変更される場合、第1回年金支払日を繰延べされたとしても、繰延べ前の「年金支払開始日」における基礎率(予定利率・予定死亡率等)により年金額を計算します。

●第1回年金支払日の変更について、以下に取扱いの概要や制限事項の代表事例等を示しています。詳細は「ご契約のしおり一定款・約款」の「特長としくみ」に記載しておりますので、ご確認ください。

[例] 特別条件付保険特約が付加されている場合、または付加されている特約に特別条件が付いている場合等はお取扱いできません。

4 保障内容について

●お支払事由等は次のとおりです。

年金支払開始日前

名称	お支払事由	お支払額	受取人
死亡給付金	被保険者が年金支払開始日の前日までに死亡されたとき	約款「別表2」により計算される金額	死亡給付金受取人

年金支払開始日以後

●5年確定年金・10年確定年金・15年確定年金の場合

名称	お支払事由	お支払額	受取人
年金	被保険者が年金支払期間中の毎年の年金支払日に生存されているとき	年金額	年金受取人 ※1
死亡一時金	被保険者が第1回年金支払日以後、保険期間中の最後の年金支払日の前日までに死亡されたとき	将来の年金の現価に相当する金額	年金受取人 ※1 ※2

●10年保証期間付終身年金の場合

名称	お支払事由	お支払額	受取人
年金	被保険者が毎年の年金支払日に生存されているとき	年金額	年金受取人 ※1
死亡一時金	被保険者が第1回年金支払日以後、保証期間中の最後の年金支払日の前日までに死亡されたとき	保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額	年金受取人 ※1 ※2

※1 年金受取人は、次の範囲内でご指定いただけます。
 ・ニッセイ年金の場合 ……ご契約者または被保険者
 ・ニッセイ年金(税制適格型)の場合 ……ご契約者またはその配偶者で、かつ被保険者と同一人
 ※2 年金受取人が被保険者の場合は後継年金受取人となります。

給付金等をお支払いできない場合があります。

●お支払事由が生じても給付金等をお支払いすることができない代表的な事例は以下のようなものです。詳しくは「ご契約のしおり一定款・約款」の「給付金・保険金等をお支払いできない場合について」をご確認ください。

[例] 責任開始日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(この場合、ご契約者に責任準備金をお支払いします)

●保険料のお払込みの免除について

次の状態に該当されたときは、将来の保険料のお払込みを免除します。

保険料のお払込みの免除事由

被保険者が責任開始時以後の傷害または疾病を原因として日本生命所定の高度障害状態になられたとき※1

被保険者が責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日を含めて180日以内に日本生命所定の身体障害の状態になられたとき※2

※1 日本生命所定の高度障害状態とは「ご契約のしおり一定款・約款」の「約款 別表4」に定める状態をいい、公的な身体障害認定基準等とは要件が異なります。
 ※2 日本生命所定の身体障害の状態とは「ご契約のしおり一定款・約款」の「約款 別表5」に定める状態をいい、公的な身体障害認定基準等とは要件が異なります。

(保険料のお払込みの免除には制限があります。)

保険料のお払込みの免除事由に該当しても、保険料のお払込みを免除できない代表的な事例は以下のようなものです。詳しくは「ご契約のしおり一定款・約款」の「主契約について」をご確認ください。

[例] ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき

▶ お払込免除の対象となる高度障害状態とは 詳細は「ご契約のしおり一定款・約款」の「約款 別表4」をご確認ください。

① 両眼の視力を全く永久に失ったもの ※1

○ お払込みを免除できる場合

事故による負傷で両眼の損傷が著しく、(両眼球摘出手術を行った場合等)回復の見込みがない場合。

✗ お払込みを免除できない場合

眼瞼下垂(筋力の低下により上まぶたが垂れ下がって目がよく開かない状態)による視力障害の場合。(視力低下ではないことから視力を失ったものとみなしません。)

② 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの ※2

○ お払込みを免除できる場合

喉頭がんにより喉頭全摘手術を行い、言語を発することができなくなった場合。

✗ お払込みを免除できない場合

消化器の障害や、嚥下障害(のみ込みの障害)のために、流動食しか摂取できなくなった場合。(そしゃく機能の障害ではないことから、そしゃくの機能を失ったものとみなしません。)

③ 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ※3

④ 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ※3

⑤ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

⑥ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

⑦ 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

⑧ 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

※1 「視力を全く永久に失ったもの」とは…きょう正視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 ※2 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは…「そしゃく」とは「かむ」ことを言い、これを行う部分(上顎・下顎等)の障害によって流動食(かゆ食は含まれません)しか摂取できなくなった状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
 ※3 「常に介護を要するもの」とは…食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

5 指定代理請求制度について

- 指定代理請求制度とは、ご契約者が被保険者の同意を得て、「指定代理請求人による保険金等の請求に関する特則」を付加し、指定代理請求人を指定することにより、日本生命所定の保険金等の受取人が保険金等を請求できない次の事情があるときに、保険金等の受取人に代わり指定代理請求人が請求を行うことができる制度です。

- 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると日本生命が認めた場合
- 日本生命が認める傷病名を知らされていない場合
- その他これに準じる状態であると日本生命が認めた場合

- 指定代理請求人は1名とし、次の範囲内からご指定いただけます。なお、指定代理請求人は保険金等の請求時においても、この範囲内であることを要します。

- 被保険者の戸籍上の配偶者
- 被保険者の直系血族
- 被保険者の兄弟姉妹
- 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

- ・ご契約者は被保険者の同意を得て、上記の範囲内で指定代理請求人を変更することができます。
- ・上記の範囲内であっても保険金等のご請求時に、指定代理請求人のご請求の意思表示が困難で手続きができない場合には、指定代理請求人の親権者や後見人等による請求手続きはできませんので、ご注意ください。

6 お申込範囲やお引受条件等について

- 契約年齢範囲

年金種類	保険料 払込満了 (年金開始)	契約年齢
5年確定	55歳	15歳～45歳
	60歳	15歳～50歳
10年確定	55歳	15歳～45歳
	60歳	15歳～50歳
	65歳	20歳～55歳
	70歳	25歳～60歳
15年確定	75歳	30歳～65歳
	55歳	15歳～45歳
	60歳	15歳～50歳
	65歳	20歳～55歳

- 最高年金年額※1

※1 ニッセイ投資型年金を除くすべての日本生命の既加入年金の年金額を合算します。

- 最低年金年額

年金種類	保険料払込期間		
	30年以下		30年超
	～39歳	40歳～	
5年確定	84万円	60万円	108万円
10年確定	48万円※2	36万円※2	60万円※2
15年確定	48万円	36万円	60万円

※2 年金開始年齢が60歳・65歳・70歳または75歳で主契約保険料(年金部分)が以下の保険料の契約の場合のみ上記年金額未満でもお取扱いたします。

契約年齢	～44歳	45歳～48歳	49歳	50歳～
月払保険料	10,000円	15,000円	15,000円 または 20,000円	20,000円
半年払 保険料	60,000円	90,000円	90,000円 または 120,000円	120,000円
年払保険料	120,000円	180,000円	180,000円 または 240,000円	240,000円

- 最低保険料

	月払	半年払	年払
	5,000円	30,000円	60,000円

- ご契約者と被保険者が異なる場合は、お申込みにして被保険者の同意が必要です。
- 実際のお申込みにあたっては、被保険者の年齢、保険期間、年金種類、診査方法、現在ご加入のご契約の状況等によって、上記のお申込範囲やお引受条件が異なります。

7 保険料等について

- 保険料払込方法や払込経路については、以下の中からお選びいただけます。
(ご契約内容等によってはお取り扱いできないものもございます。)
- 保険料は、お申込みいただくご契約および既にご加入のご契約の保険金額、保険期間等のお引受条件、保険料払込方法、払込経路等に応じて定められます。

項目	お選びいただける払込方法・払込経路
保険料払込方法	月払・半年払・年払
保険料払込経路	【初回保険料】 ●日本生命が指定する所定の口座にお振込みいただけます。 【2回目以降の保険料】 ●以下のいずれかの払込経路からお振込みいただけます。 ①口座振替によりお振込みいただく方法(口座振替扱) ②クレジットカードによりお振込みいただく方法(クレジットカード扱) ③日本生命が指定する所定の口座にお振込みいただく方法(振込扱)

- 保険料の一括払込について(月払の場合)
 - ・当月分以後の3カ月分以上12カ月分以下の保険料をまとめてお振込みいただけますと、日本生命所定の利率で保険料を割引きます。
 - ・一括払込していただいた回数以後の保険料は、払込期月の到来ごとに毎回お振込みいただく必要があります。
 - ・ご契約が一括払込途中で消滅(死亡・解約等)した場合等には、保険料一括払込金の残額があれば払戻します。
- 保険料の前納について(半年払・年払の場合)
 - ・将来の年払または半年払保険料を、日本生命所定の方法により、あらかじめご指定いただいた回数分だけまとめてお振込みいただけますと、基本保険料率を基準として日本生命所定の利率で保険料を割引きます。
 - ・まとめてお振込みいただいた保険料は、日本生命所定の利息をつけて積立てておき、契約応当日ごとに保険料に充当します。
 - ・前納していただいた回数以降の保険料は、払込期月の到来ごとに毎回お振込みいただく必要があります。
 - ・ご契約が前納途中で消滅(死亡・解約等)した場合等には、保険料前納金の残額があれば払戻します。

お申込みいただくご契約の「保険料」等については、「設計書」「申込書」等にて必ずご確認ください。

8 高額割引制度について

- 今回おすすめするプランの割引適用基準額が3,000万円以上の場合には、高額割引制度を適用し、保険料の割引を行います。割引適用基準額が5,000万円以上の場合は、さらに優遇された割引を適用します。
- 保険金のお支払いや減額等により割引適用基準額が変更された場合には、割引額を変更することや高額割引制度の適用がなくなることがあります。

9 つづけるほど配当について

- ご契約の毎年の収支(運用・保険関係の収支等)に応じて、ポイントが累積されます。
- 累積されたポイントに応じて、契約日から5年ごとに配当金をお支払いしますので、ご契約を長く続けていただくほど、配当金が増えていきます。(契約日が平成11年4月2日以降の日本生命所定のご契約に適用されます。)
- 毎年のポイント加算
ご契約の毎年の収支に応じて、ポイントを加算します。したがって、ご契約を長くつづけていただくほどポイントがたまっていきます。
 - 契約消滅時等の配当金
死亡給付金等のお支払いによりご契約が消滅する等の場合には、その時点のポイント残高に応じた金額を、配当金としてお支払いします。
 - 5年ごと配当金
5年ごとに、ご契約の収支に応じて、1ポイント当たりの配当率を決め、その時点のポイント残高に応じて、配当金をお支払いします。

9 「つづけるほど配当について」は、次ページにつづきます

①ニッセイ年金の場合

年金支払開始前の配当金は、日本生命所定の利息をつけて積立て、年金支払開始日に年金額に充当します。(ただし、ご契約者から積立てた配当金の請求があったときには、お支払いします)年金支払開始後の配当金は、日本生命所定の利息をつけて積立てる(年金受取人から請求があったとき、またはご契約が消滅したときにお支払いします)か、または年金とともにお支払いするかのいずれかの方法をお選びください。

②ニッセイ年金(税制適格型)の場合

年金支払開始前の配当金は、日本生命所定の利息をつけて積立て、年金支払開始日に年金額に充当します(ご契約の継続中は、ご契約者から請求があっても、お支払いすることはできません)。年金支払開始後の配当金は、年金とともにお支払いします。

※ご契約の収支によっては、ポイントが加算されない場合や配当金をお支払いしない場合もあります。

10 解約払戻金について

- 当商品には、解約払戻金があります。解約払戻金額は、多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。特に、ご契約後経過年数が短い場合は、解約払戻金はまったくないか、あってもごく少額となります。

11 お取扱内容の制限について

●各種制度のお取扱いに関する制限

契約転換制度や契約貸付制度等、銀行等の金融機関では実施していない取扱いがあります。

・契約転換制度とは、ご加入いただいたご契約を解約することなく、その責任準備金や配当金等の合計額(転換価格)を新しいご契約の一部に充当して、保障内容を充実していただく制度です。

*平成23年2月現在のお取扱いをご説明しております。ご加入後、保障内容の見直しをご検討の場合には、その時点での最新の制度をご案内いたしますので、日本生命までお申し出ください。

12 契約貸付制度について

- ご契約期間中にお金をご入用のときは、一時的に必要な資金をお貸しする「契約貸付制度」をご利用いただけます。貸付金額の範囲は、主契約の解約払戻金額の9割以内(保険料払込済のご契約の場合は8割以内)です。

・年金支払開始日が到来しているご契約は、契約貸付制度をご利用いただくことはできません。

・自動振替貸付および契約貸付の貸付元利金額が解約払戻金額をこえた場合、ご返済がなければご契約は失効します。

・死亡給付金、解約払戻金のお支払時、また、払済年金額を計算する際等には、貸付元利金額を差引精算します。

あなたにあわせた
未来への夢づくり。

ひとくちに「未来の夢」といっても、
そこにこめる想いは人によってそれぞれです。
生活設計のなかで、ひとりひとりもっとも適した
資産づくりの方法をお考えになってはいかがでしょうか。

NO IMAGE

※使用期限切れのため写真を非表示にしております。

NO IMAGE

※使用期限切れのため写真を非表示にしております。

選べる。お客様にあったスタイル。

月 払

例えば「月々の収入」
から着実に。

5年確定年金

例えば「公的年金を受取るまで」の期間に。

10年・15年
確定年金

10年保証期間付
終身年金

例えば「セカンドライフのスタート」を悠々
自適に。

一括受取

例えば夢を叶える
「起業資金」として。

組み合わせを
お選びください

半年払・年払

例えば「ボーナスの
余裕資金」で計画的に。

NO IMAGE

※使用期限切れのため写真を非表示にしております。

特にご注意いただきたい事項

本冊子の記載ページ

1	申込日または「第一回保険料充当金領収証」のお受取日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除ができます。(クーリング・オフ制度)	P.12
2	健康状態・職業等についてありのままを告知してください。(告知義務) 正しく告知いただけなかった場合には、告知義務違反としてご契約または特約を解除することがあります。 なお、生命保険募集人や生命保険面接士に告知をお受けする権限はありません。	P.12
3	日本生命の確認担当職員または日本生命が委託した確認担当者が、お申込内容、告知内容、保険金・給付金等のご請求内容等を確認させていただくことがあります。	P.13
4	日本生命がご契約をお引受けすることを承諾した場合には、第1回保険料相当額のお払込みと告知がともに完了したときから、ご契約上の保障を開始します。(責任開始期)	P.13
5	保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。	P.13
6	保険料は所定の払込方法で払込期月内にお払込みください。 猶予期間内にお払込みがない場合にはご契約は失効します。	P.14
7	解約の際にお戻しできる金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となり、場合によってはゼロとなることもあります。	P.14
8	生命保険会社が破綻した場合等には、保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。	P.14
9	この商品は預金ではありません。	P.15
10	日本生命は相互会社です。相互会社では、ご契約者が社員となります。	P.15
11	「既にご加入のご契約を解約・減額して、新たなご契約のお申込みをされる場合」は、お客様にとって不利益となる場合があります。	P.15
12	お客様からいただいた個人情報は、「個人情報保護方針」に定める「利用目的」の範囲内で利用いたします。	P.16
13	お申込みの生命保険の税金について(平成23年2月現在)	P.16～P.17
14	保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合は、お早めに日本生命までご連絡ください。	P.17
15	生命保険契約に関するご要望・苦情等のお問合せ先についてご確認ください。	P.18

1

申込日または「第一回保険料充当金領収証」のお受取日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除ができます。(クーリング・オフ制度)

- 申込者またはご契約者は、ご契約の申込日(「ご契約のしおり一定款・約款」の受領印を申込書に押印のうえ、お申込みいただいた日)または「第一回保険料充当金領収証」をお受取りいただいた日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。
- ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除があった場合には、お払込みいただいた金額は、全額お返しします。
- 日本生命指定の医師による診査の後や、ご契約の成立後に保障内容を変更(特約の増額、特約の途中付加等)されたりご契約を復活されたりする場合は、お申込みの撤回やご契約の解除はできません。

お申出方法

- ①ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により上記期間内(8日以内の消印有効)に、日本生命宛お申し出ください。
- ②書面には、お申込みを撤回する意思を明記し、申込者またはご契約者の氏名・住所および「第一回保険料充当金領収証」の表面上部の領収証No.を記入のうえ、申込書に押された印と同一印を押印してください。

書面の郵送先

〒113-8661 東京都文京区本駒込2-28-6 文京グリーンコート
日本生命保険相互会社 ニッセイ窓販事務センター

2

健康状態・職業等についてありのままを告知してください。(告知義務)
正しく告知いただけなかった場合には、告知義務違反としてご契約または特約を解除することがあります。なお、生命保険募集人や生命保険面接士に告知をお受けする権限はありません。

- ご契約者や被保険者には健康状態等について告知をしていただく義務があります。**
- 告知は生命保険のお引受けの判断の際の重要な事項であるため、ご加入、復活またはご契約内容の変更にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障害状態、職業等、「告知書」または日本生命指定の医師の質問によりおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなく告知ください。
- 募集代理店(金融機関)の担当者(生命保険募集人)や生命保険面接士に口頭でお話または資料提示されただけでは「告知」にはなりませんので、ご注意ください。**
- 傷病歴等がある場合でも、その詳細やお申込内容・ご請求内容によってはお引受けすることがあります。(特別な条件をつけてお引受けすることやご契約をお断りすることもあります。)
- 故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知いただいた場合、責任開始日から2年以内であれば、日本生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。**
なお、責任開始日から2年を経過していても、保険金・給付金等のお支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
ご契約または特約を解除した場合は、保険金・給付金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いできないことがあります。この場合、解約払戻金があれば、その金額をご契約者にお支払いします。また、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。

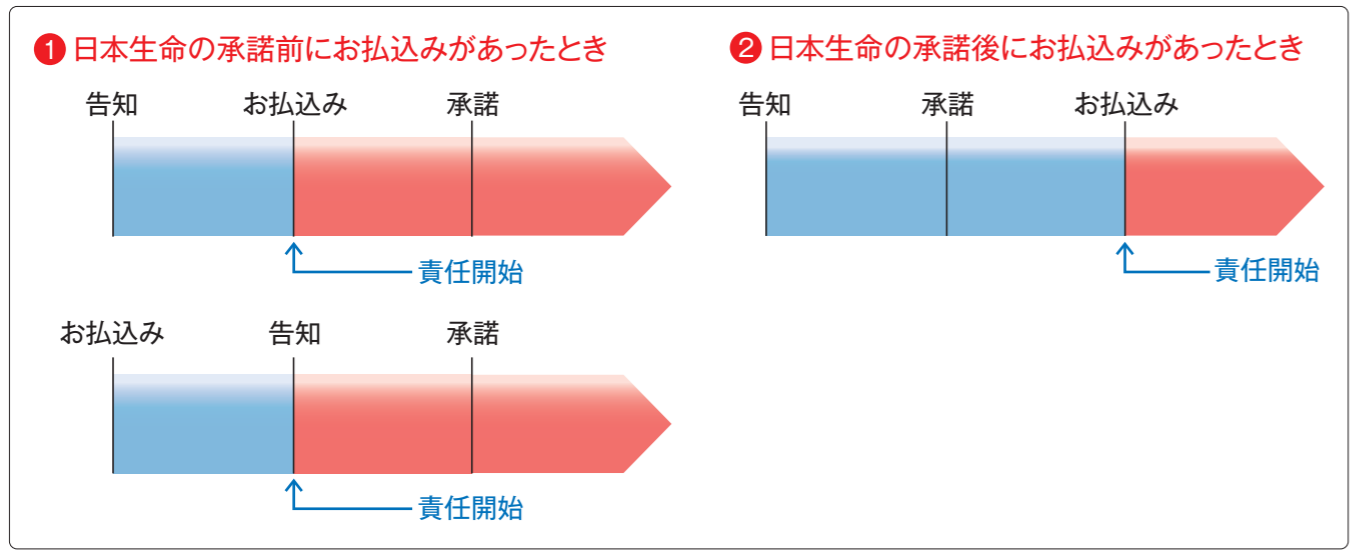
責任開始前に傷病等が生じている場合について

- 高度障害保険金・入院給付金等は、**原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時に生じている場合は、お支払いの対象にはなりません。ただし、責任開始日からその日を含めて2年経過後に開始した入院等、約款に特に定めがある場合はお支払いの対象となります。**

3 日本生命の確認担当職員または日本生命が委託した確認担当者が、お申込内容、告知内容、保険金・給付金等のご請求内容等を確認させていただくことがあります。

4 日本生命がご契約をお引受けすることを承諾した場合には、第1回保険料相当額のお払込みと告知がともに完了したときから、ご契約上の保障を開始します。(責任開始期)

●生命保険募集人は、お客様と日本生命の保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、お客様からのお申込みに対して日本生命が承諾したときに、ご契約は成立します。



5 保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。

代表的なものは、以下のとおりです。

- お支払事由に該当しない場合
- 免責事由に該当した場合**
 - ー責任開始の日からその日を含めて3年以内の自殺
 - ーご契約者・被保険者・受取人等の故意または重大な過失 等
- 原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始前に生じている場合**
(責任開始日からその日を含めて2年経過後に開始した入院等、約款に特に定めがある場合はお支払いの対象となります。)
- 詐欺・不法取得目的によるものとして、ご契約または特約が取消または無効とされた場合
(この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。)
- 保険金を詐取する目的で事故を招いたとき等、ご契約の存続を困難とする重大な事由が発生し、ご契約または特約が解除された場合
- 告知義務違反によって、ご契約または特約が解除された場合**
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した後に保険金・給付金等のお支払事由に該当した場合

6 保険料は所定の払込方法で払込期月内にお払込みください。猶予期間内にお払込みがない場合にはご契約は失効します。

保険料の払込猶予期間について

- 保険料は「保険証券」に記載の払込期月内にお払込みください。
- なお、払込期月内にお払込みがない場合でも、以下の猶予期間があります。

- 年払・半年払契約 → 払込期月の翌月1日から翌々月の月ごと応当日までです。
 - ・月ごと応当日がない場合は、翌々月の末日まで
 - ・契約応当日または半年ごと応当日が2月、6月、11月の各末日の場合は、それぞれ4月、8月、11月の各末日まで
- 月払契約 → 払込期月の翌月1日から末日までです。

*ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日を契約応当日といいます。また、月ごと応当日、あるいは半年ごと応当日といったときは、それぞれ各月、あるいは半年単位の契約日に対応する日をいいます。

ご契約の失効・復活について

- お払込みがないまま猶予期間が過ぎますと、ご契約は効力を失います。(失効)**
- ご契約が失効している場合は、お支払事由が生じてても死亡給付金等をお支払いできません。**
- ただし、お払込みがないままで、日本生命所定の払込猶予期間を過ぎた場合でも、**あらかじめお申し出がない限り、約款に基づき、解約払戻金の範囲内で、日本生命が自動的に保険料をお立替えし、ご契約を有効に継続させます。(自動振替貸付)** この場合、所定の利率で利息をいただきます。(複利計算)
- いったん失効したご契約でも、失効した日からその日を含めて3年以内であれば、ご契約の復活をご請求いただけます。** この場合、告知(または診査)と、お払込みを中止されたときから復活時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料のお払込みが必要です。ただし、**健康状態等によっては復活をお断りすることがあります。**
- ご契約の復活を日本生命が承諾した場合には、**告知(または診査)と未払込保険料のお払込みがともに完了したときから、ご契約の保障が開始されます。**

7 解約の際にお払戻しできる金額は、多くの場合、お払込保険料(*)の合計額よりも少ない金額となり、場合によってはゼロとなることもあります。

- お払込みいただいた保険料は預金とは異なり、一部は保険金のお支払いや保険事業の運営費用にあてられますので、解約払戻金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 解約払戻金の額は、ご契約年齢、性別、保険期間、保険料払込期間等により異なります。

*ご契約の内容によっては、ご加入から保険金のお支払事由が生じるまでの期間により、お払込保険料の合計額がお支払いする保険金額を上回る場合があります。

8 生命保険会社が破綻した場合等には、保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

- 保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 日本生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

9 この商品は預金ではありません。

- この商品は、日本生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、預金保険制度の対象とはなりません。
- この商品に関して、お支払事由が発生した場合、保険金等のお支払いに関する判断は日本生命が行います。
- この商品に関して、募集代理店(生命保険募集人)による保証はありません。

10 日本生命は相互会社です。
相互会社では、ご契約者が社員となります。

- 相互会社は、ご契約者が契約の当事者となると同時に、社員として事業運営に参加する保険事業独自の会社形態です。日本生命は保険業法に基づき、株式会社の株主総会に相当する意思決定機関として、社員の中から選出された「総代」により構成される「総代会」を設置しています。
- 社員の権利には、社員配当請求権等、単独で行使可能な権利のほか、一定数以上の社員による、臨時総代会の招集請求権、総代会の議題提案権等があります。また、総代の選出に関する社員投票や総代会の傍聴を行うことができます。

11 「既にご加入のご契約を解約・減額して、
新たにご契約のお申込みをされる場合」は、
お客様にとって不利益となる場合があります。

- 解約・減額の際にお払戻しできる金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後経過年数が短い場合は、解約払戻金はまったくないか、あってもごく少額です。
- 解約・減額された場合は、解約・減額せずにご契約を継続された場合に比べて、配当金が少なくなります。
- 一般のご契約と同様に告知義務があるため、健康状態等によってはご契約をお断りすることがあります。また、新たにご契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除や詐欺による取消の規定等が適用されます。詳しくは、2「健康状態・職業等についてありのままを告知してください。」の項をご確認ください。
- 新たにご契約については、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺の場合、または原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時に生じている場合等には、保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。
- 保険料の基礎となる予定利率等は、現在のご契約と新たにご契約とで異なることがあります。例えば、新たにご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、通常、主契約等の保険料が高くなります。
- 保障の見直しにあたっては、契約転換制度を利用する方法や増額・途中付加をする方法等もありますので、合わせてご検討ください。(見直し方法については、会社によって取扱いが異なります。詳しくはそれぞれの保険会社に直接お問合せください。)
- 現在ご加入されている保険契約の内容の確認や、新たな保険契約のお申込みにあたってのご判断は、お客様自身で行ってください。

12 お客様からいただいた個人情報、「個人情報保護方針」に定める
「利用目的」の範囲内で利用いたします。

- 「個人情報保護方針」(抜粋)
利用目的
お客様の個人情報は、以下の業務に必要な範囲内においてのみ利用いたします。
(1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
(2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
(3) ニッセイの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
(4) その他保険に関連・付随する業務

13 お申込みの生命保険の税金について(平成23年2月現在)

- 税務の取扱い等については、平成23年2月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。
- 今後、税務の取扱い等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
- 個別の税務取扱い等については税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

保険料について(「個人年金保険料税制適格特約」を付加された場合)

- 「個人年金保険料税制適格特約」を付加されたご契約の場合、お申込みいただいた保険料は、「個人年金保険料」として一般の生命保険料控除とは別枠で所得控除の適用を受けることができます。
- 1月から12月までにお払込みになられた保険料の合計額からその年度に支払われた配当金を差引いた額(年間正味払込保険料)が個人年金保険料控除の対象となります。年間正味払込保険料の一定額が所得税と住民税の対象となる所得から控除され、その分に応じて税金が少なくなります。

■ 所得税の個人年金保険料控除額

年間正味払込保険料	控除される金額
25,000円以下のとき	全額
25,000円をこえ 50,000円以下のとき	25,000円+(正味払込保険料 -25,000円)×1/2
50,000円をこえ 100,000円以下のとき	37,500円+(正味払込保険料 -50,000円)×1/4
100,000円をこえるとき	一律50,000円

■ 住民税の個人年金保険料控除額

年間正味払込保険料	控除される金額
15,000円以下のとき	全額
15,000円をこえ 40,000円以下のとき	15,000円+(正味払込保険料 -15,000円)×1/2
40,000円をこえ 70,000円以下のとき	27,500円+(正味払込保険料 -40,000円)×1/4
70,000円をこえるとき	一律35,000円

※平成24年1月1日以後締結される契約にかかる保険料から、所得税の控除限度額が4万円、住民税の控除限度額が2.8万円となります。(新たに介護医療保険料控除が設けられ、一般生命保険料控除・介護医療保険料控除・個人年金保険料控除の合計控除限度額が、所得税は12万円、住民税は7万円となります。)

※個人年金保険料税制適格特約について、以下に制限事項等についての概要や代表事例を示しています。詳細は「ご契約のしおり一定款・約款」の「個人年金保険料税制適格特約について」「保険料のお払込みが困難なときの継続方法について」に記載しておりますので、ご確認ください。

- 個人年金保険料税制適格特約を付加される場合は、次の税制適格要件をすべて満たすことが必要です。
 - ・年金受取人はご契約者またはその配偶者のいずれかであること
 - ・年金受取人は被保険者と同一人であること
 - ・保険料払込期間が10年以上であること
 - ・年金の種類が確定年金であるときは、年金支払開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ、年金支払期間が10年以上であること
- 個人年金保険料税制適格特約を付加された場合には、次のようなご契約内容の変更はお取扱いできません。
 - ・年金受取人の変更
 - ・年金の種類が確定年金で、年金支払開始日における被保険者の年齢を60歳未満とする変更
 - ・5年確定年金への変更
 - ・契約日から10年未満の払済年金保険への変更
- 保険料のお払込みの免除事由が発生したとき等には、個人年金保険料税制適格特約は消滅します。

13 「お申込みの生命保険の税金について(平成23年2月現在)」は、次ページにつづきます

- 個人年金保険料税制適格特約のみを解約することはできません。
- 個人年金保険料税制適格特約を付加された場合、年金額および各特約の保険金額等の減額により、日本生命が支払うべき金額があるときは、これを支払うべき日から所定の利率により複利で計算した利息をつけて積立てておき、年金支払開始日前にご契約が消滅したときは、ご契約者(死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人)に支払い、年金支払開始日までご契約が継続したときは、年金支払開始日に年金額を増額します。

年金について

- 年金受取にかかる税金は、契約形態によって異なります。(保険料負担者は契約者として記載しています。)

契約内容	契約例			税金の種類
	契約者	被保険者	年金受取人	
受取人が契約者自身の場合	本人	本人	本人	(毎年の年金受取時) 所得税(雑所得)+住民税
受取人が契約者以外の場合	本人	配偶者	配偶者	(年金受給権取得時) 贈与税 (年金受取時) 所得税(雑所得)+住民税

※1回目の年金は非課税となり、2回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。

死亡給付金について

- 死亡保険金にかかる税金は、契約形態によって異なります。(保険料負担者は契約者として記載しています。)

契約内容	契約例			税金の種類
	契約者	被保険者	死亡給付金受取人	
契約者と被保険者が同一人の場合	本人	本人	配偶者	相続税
契約者と受取人が同一人の場合	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)+住民税
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者	子	贈与税

14

保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合は、お早めに日本生命までご連絡ください。

- 保険金・給付金等のお支払事由、ご請求手続き等については、「ご契約のしおり-定款・約款」の「主契約について」・「給付金等のご請求について」等をご確認ください。
- 日本生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、**複数の保険金・給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。**
- 被保険者が受取人となる保険金・給付金等について、受取人がご請求できない所定の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。(詳しくは「ご契約のしおり-定款・約款」の「指定代理請求制度について」をご確認ください。)
- 指定代理請求人を指定されている場合は、お支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人にお伝えください。

15

生命保険契約に関するご要望・苦情等のお問合せ先についてご確認ください。

- ご契約に関するご要望・苦情等につきましては、以下の連絡先へお問合せください。

日本生命保険相互会社

・相談窓口 本店：TEL 06-6209-5525 東京本部：TEL 03-5533-1081

・受付時間 月～金曜日 9：00～17：00 (祝日、12/31～1/3を除く)

生命保険に関する相談・照会・苦情等のお問合せについて

- この商品に係る指定紛争解決機関は社団法人生命保険協会です。
- 社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

愛する人のために

保険にはダイヤモンドの輝きもなければ、パソコンの便利さもありません。けれど目に見えぬこの商品には、人間の血が通っています。人間の未来への切ない望みがこめられています。愛情をお金であがなうことはできません。けれどお金に、愛情をこめることはできます。生命をふきこむことはできます。もし愛する人のために、お金が使われるなら。

日本生命

谷川俊太郎